

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税2) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))
		② 上記以外の税目	(所得税、個人住民税:外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度(個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで)に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合、当該譲渡に係る譲渡益の一部について課税の繰延べを認める特例措置。 繰延べ率:譲渡益の80%</p> <p>《要望の内容》</p> <p>法人税:適用期限を1年間延長し、令和3年3月31日までとする。 所得税:適用期限を3か月間延長し、令和3年3月31日までとする。 ※過疎地域自立促進特別措置法(議員立法)の期限(令和3年3月31日)と同じ適用期限の延長を要望。</p> <p>《関係条項》</p> <p>過疎地域自立促進特別措置法第29条 租税特別措置法第37条、第65条の7～9、第68条の78～80</p>
5	担当部局		自治行政局地域自立応援課過疎対策室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成27年度～令和2年度
7	創設年度及び改正経緯		<p>昭和45年創設 (直近19年間)</p> <p>平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法(以下「過疎法」という)施行</p> <p>平成13年度:適用期限の5年延長 平成18年度:適用期限の5年延長 平成22年度:過疎法の延長 平成23年度:適用期限の3年延長 平成24年度:過疎法の延長 平成26年度:適用期限の3年延長 平成29年度:適用期限の3年延長</p>
8	適用又は延長期間		法人税:1年間(令和2年4月1日～令和3年3月31日) 所得税:3か月間(令和3年1月1日～令和3年3月31日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>(1)政策目的</p> <p>過疎対策については、昭和45年以来、4次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、現行法は、過疎地域の自立促進を図り、</p>

もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成を目的としている。

過疎法では、過疎地域の自立促進のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、安定的な雇用を増大することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。その施策の一つとして、事業用資産の買換えの場合の課税の特例が定められている。

過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、本制度は過疎地域内に企業を誘致し、過疎地域における産業の振興を図るとともに、就業機会の拡大や所得水準の向上を図ることを政策目的とする。

(2) 施策の必要性

過疎地域は、引き続き人口減少と著しい高齢化の進行、若年者の流出に直面し、農林水産業の衰退や、維持・存続が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機、就業機会の減少など、住民生活にかかわる様々な課題が生じている。

特に、過疎地域の市町村の人口の状況を見ると、国勢調査に基づく平成 22 年から平成 27 年までの過疎地域の人口増減率は▲8.1%となっており、東京圏の人口増減率が 1.4%増という結果に比べると、著しく人口減少が進んでいる。

これらの課題に対応するためには、過疎地域に民間事業者を誘致する中で、産業の振興を図るとともに、就業機会の拡大や所得水準の向上を図ることが必要である。

本特例措置は、過疎地域への企業立地を促進し、産業の振興等を図ることを目的とする措置であり、過疎対策の重要性に鑑みれば、国として講じていくべき施策であることから、適用期間の延長を要望するものである。

《政策目的の根拠》

【過疎地域自立促進特別措置法】

○第1条

この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

○第3条

過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

- 一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を行うことにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。

○第4条

国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。

		<p>○第 29 条</p> <p>過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合には、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針 2019(令和元年6月 21 日閣議決定)】</p> <p>第2章 Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり</p> <p>3. 地方創生の推進</p> <p>(5)対流促進型国土の形成</p> <p>人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美・小笠原などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織等の形成を推進し、地域づくりを行う人材の確保や交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫をいかした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。</p> <p>【過疎地域自立促進特別措置法の改正に係る決議(平成 22 年3月)】</p> <p>○衆議院総務委員会</p> <p>「過疎対策の推進による過疎地域の自立促進に関する件」</p> <p>(前略)政府は、過疎対策の推進に当たって次の事項の実現を図り、過疎地域の自立促進に万全を期すべきである。</p> <p>一～三(略)</p> <p>四 過疎地域の置かれた現状を踏まえ、今後は特に、地域医療の確保、就業機会の創出、生活交通の確保、情報通信環境の整備、子育ての支援、地域間交流の促進等が積極的に実施されるようにすること。</p> <p>五～六(略)</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>令和2年度概算要求における政策体系図</p> <p>【基本計画(29 年9月策定)】</p> <p>Ⅱ.地方行財政</p> <p>2. 地域振興(地域力創造)</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>過疎法の目的は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域の自立促進のため、産業を振興し、安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっている。国は、その目的を達成するため必要な施策を講ずることとなっており、本特例により、過疎地域への企業誘致等を図る中で産業の振興を図るとともに、就業機会の拡大や所得水準の向上を図ることを目標とする。</p> <p>○測定指標：</p> <p>過疎地域における本特例を活用した企業立地件数</p>

			<p>○目標値： 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に4件以上。 ・根拠：10①の本特例の適用件数の将来推計に基づく。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 民間事業者が過疎地域において事業用資産を取得し、事業の用に供すれば、当該取得資産を活用した企業活動が行われることで、産業の振興が図られるとともに、一連の経済活動の中で、過疎地域における就業機会の拡大や所得水準の向上が図られる。</p>														
10	有効性等	① 適用数	<p>【適用件数(平成27年度～令和2年度)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度(実績)</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>平成28年度(実績)</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>平成29年度(実績)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>平成30年度(推計)</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>令和元年度(推計)</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>令和2年度(推計)</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※:下線を付した年度は推計値を記入している。</p> <p>○実績の計上根拠について 適用件数の実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成31年第198国会提出)」による。</p> <p>○推計値の算出方法 ・平成30年度:平成27年度～29年度の3年平均。(少数点以下四捨五入。以下同じ。) ・令和元年度:平成28年度～30年度(見込み)の3年平均。 ・令和2年度:平成29年度～令和元年度(見込み)の3年平均。</p>		件数	平成27年度(実績)	4	平成28年度(実績)	8	平成29年度(実績)	3	平成30年度(推計)	5	令和元年度(推計)	5	令和2年度(推計)	4
	件数																
平成27年度(実績)	4																
平成28年度(実績)	8																
平成29年度(実績)	3																
平成30年度(推計)	5																
令和元年度(推計)	5																
令和2年度(推計)	4																
		② 適用額	<p>【適用額(平成27年度～令和2年度)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度(実績)</td> <td>138,825</td> </tr> <tr> <td>平成28年度(実績)</td> <td>1,319,685</td> </tr> <tr> <td>平成29年度(実績)</td> <td>778,032</td> </tr> <tr> <td>平成30年度(推計)</td> <td>745,514</td> </tr> <tr> <td>令和元年度(推計)</td> <td>947,744</td> </tr> <tr> <td>令和2年度(推計)</td> <td>823,763</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用額は本特例による損金算入額である。 ※下線を付した年度は、推計値を記入している。</p> <p>○実績の計上根拠について 適用額の実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成31年第198国会提出)」による。平成30年度以降の適用額については、この報告書が公表されていないため、推計としている。</p> <p>○推計値の算出方法 ・平成30年度:平成27年度～29年度の3年平均。(少数点以下四捨五入。以下同じ。) ・令和元年度:平成28年度～30年度(見込み)の3年平均。</p>		適用額(千円)	平成27年度(実績)	138,825	平成28年度(実績)	1,319,685	平成29年度(実績)	778,032	平成30年度(推計)	745,514	令和元年度(推計)	947,744	令和2年度(推計)	823,763
	適用額(千円)																
平成27年度(実績)	138,825																
平成28年度(実績)	1,319,685																
平成29年度(実績)	778,032																
平成30年度(推計)	745,514																
令和元年度(推計)	947,744																
令和2年度(推計)	823,763																

・令和2年度：平成29年度～令和元年度（見込み）の3年平均。

○特例の対象の偏在性について

本特例措置は、過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合に課税の特例を認めるものであり、特定の業種を対象としているものではない。

また、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成31年第198国会提出）」によると、本特例を適用した3件は、製造業、建設業、不動産業であり、特定の業種に偏ってニーズがあるものではない。なお、この傾向は過年度においても概ね同様である。

③ 減収額

《法人税》

	減収額(千円)
平成27年度(実績)	33,179
平成28年度(実績)	308,806
平成29年度(実績)	182,059
平成30年度(推計)	172,959
令和元年度(推計)	219,877
令和2年度(推計)	191,113

※下線を付した年度は、推計値を記入している。

○実績の計上根拠について

減収額は、前述の10②の適用額(損金算入額)に、基本税率(平成27年度:23.9%、平成28年度～29年度:23.4%、平成30年度以降:23.2%)を乗じて算出(小数点以下四捨五入)。

《法人住民税、法人事業税》

年度	地方税の影響額(千円)		
	法人住民税	法人事業税	
		事業税	地方法人特別税
平成27年度	4,736	8,079	4,557
平成28年度	40,373	81,573	35,240
平成29年度	23,486	48,081	20,771
平成30年度	22,865	45,911	20,189
令和元年度	28,908	58,522	25,400
令和2年度	25,086	50,838	22,120

※下線を付した年度は、推計値を記入している。

○実績の計上根拠について

平成27年度～29年度の影響額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(平成29年第193回国会提出、平成30年第196回国会提出及び平成31年第198国会提出)による。平成30年度以降の影響額については、この報告書が公表されていないため、推計としている。

○推計値の算出方法

・平成30年度：平成27年度～29年度の3年平均。(小数点以下四捨五入。以下同じ。)

			<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度:平成 28 年度～30 年度(見込み)の3年平均。 ・令和2年度:平成 29 年度～令和元年度(見込み)の3年平均。 																								
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">実績</th> <th colspan="2">見込み</th> <th>目標</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 平成 27～29 年度の実績は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 31 年第 198 国会提出)」による。 2 平成 30 年度以降は見込み値。 ※推計値の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度:平成 27 年度～29 年度の3年平均。(少数点以下四捨五入。以下同じ。) ・令和元年度:平成 28 年度～30 年度(見込み)の3年平均。 ・令和2年度:平成 29 年度～令和元年度(見込み)の3年平均。 <p>○所期の目標の達成状況</p> <p>前回の事前評価(平成 28 年8月)では、平成 29 年度から平成 31 年度までの間に過疎地域において本特例を活用した企業立地件数を3件以上と見込んでおり、平成 29 年度の実績が3件となっていることから、所期の目標は達成している。</p> <p>また、平成 28 年度と平成 29 年度の適用実績額を見ると、それぞれ 13 億 1,968 万円(減収見込額:3億 880 万円)、7億 7,803 万円(同:1億 8,205 万円)となっており、本特例を適用した民間事業者にとっては、買換え年度における税負担の軽減効果により、円滑な資金繰りに寄与するなど、企業経営に相当な好影響があったものと考えられる。</p> <p>一方で、適用件数が低い状況で推移している現状を踏まえ、過疎地域に所在する 602 事業者にアンケート調査を実施する際には、本特例の概要をまとめた資料を添付し制度の周知を図ったほか、日本税理士会連合会に対しても本特例の周知依頼を行ったところである。</p> <p>さらに、各種会議等の場や総務省ホームページにおいても、本特例の積極的な活用を促すための周知を行っているところである。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本特例の適用により、過疎地域における企業立地が促進されることで産業の振興が図られ、一連の経済活動の中で過疎地域における就業機会の拡大や所得水準の向上につながるものである。</p> <p>この点、過疎対策室が、過疎地域に所在する約 600 社の事業者に行ったアンケート調査の結果(別紙)によれば、「条件が整えば本特例を活用したい」と考える事業者が一定数存在(39.5%)する。また、本特例を適用することで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 買換え年度の税負担軽減効果により、資金繰りに余裕が生まれる(63.6%) ・ 過疎地域の未利用の土地や遊休施設の活用につながる(40.6%) ・ 過疎地域における雇用の増大につながる(36.8%) 						実績			見込み		目標	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	適用件数	4	8	3	5	5	4
	実績			見込み		目標																					
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2																					
適用件数	4	8	3	5	5	4																					

- ・ 都市部からの企業の移転促進につながる(23.0%)

といった意見が多かったところであり、民間事業者においても本特例の政策的効果や有効性に期待しているものと考えている。

なお、過疎市町村を対象に行った調査では、

- ・ 産業振興を図る上で、事業者に対して過疎地域に立地することの利点を訴える際の強みとなるとともに、産業育成につながる支援策として有効である
- ・ 事業者の施設等の買換え需要を後押しでき、地域経済の活性化につながる

といった回答が得られたところであり、過疎市町村においても、本特例の政策的効果を認識した上で適用期限の延長を要望していることが明らかになったところである。

【本特例措置による過去の直接的な効果の分析】

実際に本特例措置を活用した事業者を特定し聞き取りを行うことができなかったため、過疎地域の事業者を対象としている他の税制特例措置(過疎地域における事業用設備等に係る特別償却)を活用した事業者のアンケート調査の結果(別紙2)を基に本特例措置の直接的な効果を推計する。

過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を活用した事業者のアンケート調査の結果(別紙2)において、当該措置を活用したと回答した事業者は31事業者であり、そのうち当該措置の活用が雇用の増大にどの程度の影響があったかを尋ねる設問に「①影響があった」と答えたのは12事業者、「②あまり影響はなかった」と答えたのは17事業者、「③全く影響はなかった」と答えたのは2事業者であった。

このうち、「①影響があった」と答えた12事業者はその全社が、「②あまり影響はなかった」と答えた17事業者のうちの半数(8.5事業者)が直接的な効果がある事業者(12事業者+8.5事業者=20.5事業者)であると考え、それが全事業者数31事業者に占める割合66%(20.5事業者/31事業者≒0.66)が当該税制特例措置の直接的な効果と考えることができる。

この割合(66%)を類似する本特例措置の企業立地に対する直接的な効果と考え、過去の適用件数(10①適用数を参照)に乗算することで、平成27年度から29年度における本特例措置の直接的な効果を推計した(下表のとおり)。

	適用件数 (件)	うち直接的な効果があったとみなされる適用件数 (左欄×0.66)
平成27年度	4	3
平成28年度	8	5
平成29年度	3	2

(注) 直接的な効果があったと見なされる適用件数は、小数点以下を四捨五入している。

【本特例措置による将来の直接的な効果の推計】

上記(【本特例措置による過去の直接的な効果の分析】)と同様に、上記で算出した66%を過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の適用件数(10①適用数を参照)に乗算することで、平成30年度から令和2年度における本特例措置の直接的な効果を推計した(下表のとおり)。

また、本特例措置の直接的な効果を事後的に把握するため、今後、本特例措置を活用した事業者に聞き取りを行い、本特例措置がなかった場合と比較した分析等を行うこととしたい。

	適用件数 (件)	うち直接的な効果があったとみなされる適用件数 (左欄×0.66)
平成30年度	5	3
令和元年度	5	3
令和2年度	4	3

(注) 直接的な効果があったとみなされる適用件数は、小数点以下を四捨五入している。

○適用件数が想定外に僅少であるか否かについて

平成28年度実績(8件)及び平成29年度実績(3件)は、前回要望時(平成28年)における見込み(平成28年度(1件)、平成29年度(1件))を超えており、想定外に僅少であるとは言えない。

過疎地域に所在する事業者に対して行ったアンケート調査の結果(別紙1)によれば、本特例措置を適用しなかった理由として、

- ・ 特例の対象となる資産がなかった(52.9%)
- ・ 買換えを行う機会がなかった(35.6%)

ことが主な要因として挙げられたところである。

一方で、今後条件が整えば買換え特例を活用したいと回答した事業者が約4割(39.5%)存在したところであり、一定程度のニーズはあるものと考えている。

○租税特別措置が延長されなかった場合の影響

過疎地域の置かれた厳しい条件の下で、民間企業を過疎地域に誘致するためには、過疎地域に進出する企業等に対する税制上の特例措置を講じることが必要であり、仮に本特例が延長されない場合には、企業等が進出候補地を決定する際の要件を失い、結果として、過疎地域における産業の振興や就業機会の拡大、所得水準の向上の機会を喪失することになる。

		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、産業の振興が重要な課題となっている。過疎地域に企業が立地することで産業の振興が図られ、一連の経済活動の中で就業機会の拡大や所得水準の向上につながる政策目的があることから、減収を是認する正当な理由がある。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、企業の過疎地域への立地を税制面から支援することで、産業の振興を図るとともに、一連の経済活動の中で就業機会の拡大や所得水準の向上を図ることを目的として、過疎法が制定された当初から規定されているものである。</p> <p>本特例は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰延べによって、事業者にとっては初期投資の負担が軽減されるため、民間事業者の過疎地域への新規立地を促すインセンティブとなり、過疎地域の産業の振興という政策目的において効果が見込まれる。</p> <p>過疎地域の著しい人口減少等の状況を踏まえると、民間事業者の過疎地域への新規立地を促すことで、産業の振興や就業機会の拡大、所得水準の向上を図る必要性は引き続き存在することから、民間事業者の過疎地域への新規立地を促すインセンティブとなる本特例を継続する必要がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>地域経済の好循環拡大に向けて、ローカル 10,000 プロジェクト(地域の資源と資金を活用し、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を全国各地で立ち上げるため、交付金により自治体の初期投資の補助を支援)などを実施している。</p> <p>ローカル 10,000 プロジェクトは、本特例と異なり、特定の業種を支援するものではなく、自治体、地域金融機関、民間事業者等の連携による事業の創造を支援するものである。</p> <p>本特例と併せて、これらの多面的な支援措置により、地域経済の振興と拡大に取り組んでいる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月【H28 総務 02】

事業者アンケートの結果の概要 (令和元年7月26日現在)

《事業者アンケートの概要》

- ・ 調査対象
過疎法に定める「過疎地域」に所在する事業所（602事業者を抽出）
 - ・ 実施時期
令和元年6月6日（木）～
 - ・ 送付数（事業所単位）
602
 - ・ 回答数（※）
261
 - ・ 回答率（※）
43.4%
- （※）今後、未回答の事業者が回答を提出する見込みであり、その場合は、集計データを差し替えることがある。

《事業者アンケートの結果》

- 回答のあった261事業者のうち、過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例をこれまでに「活用したことがある」と回答した事業者はなかった。ただし、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書によれば、
 - ・ 平成27年度4件（適用額1億3,882万円、減収見込額：3,317万円）
 - ・ 平成28年度8件（適用額13億1,968万円、減収見込額：3億880万円）
 - ・ 平成29年度3件（適用額7億7,803万円、減収見込額：1億8,205万円）の実績がある。
- 「活用したことがない」と回答した事業者にその理由を尋ねたところ、
 - ・ 特例措置の対象となる資産がなかった（52.9%）
 - ・ 買換えを行う機会がなかった（35.6%）
 - ・ 特例措置を知らなかった（20.2%）
 - ・ 他に有利な制度を適用した（1.1%）という回答が寄せられた。
- 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例について、企業経営の観点から具体的にどのような効果があるかという問に対し、
 - ・ 買換え年度の税負担軽減効果により、資金繰りに余裕が生まれる（63.6%）
 - ・ 過疎地域の未利用の土地や遊休施設の活用につながる（40.6%）
 - ・ 過疎地域における雇用の増大につながる（36.8%）
 - ・ 都市部からの企業の移転促進につながる（23.0%）という回答が寄せられた。
- また、今後、条件が整えば事業用資産の買換えの場合の課税の特例を活用したいと考えるかという問に対し、「活用したい」と回答する事業者が103事業者（39.5%）あり、相当数の制度活用のニーズを確認した。

過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を活用した 事業者のアンケート調査の結果

《事業者アンケートの概要》

- ・ 調査対象
過疎法に定める「過疎地域」に所在する事業所（500 事業者を抽出）
- ・ 実施時期
平成 30 年 7 月 6 日（金）～27 日（金）
- ・ 送付数（事業所単位）
500
- ・ 回答数
195
 - ・ 回答率
39.0%

《事業者アンケートの結果》

- 平成 28 年 1 月から平成 30 年 5 月までの間に過疎地域に係る特別償却制度を活用したと回答した事業者は 31 事業者であった。
- 上記のうち、「本特例措置は貴事業所の雇用を増加するに当たってどの程度の影響があったと考えられるか。」という問に対し、
 - ①影響があった : 12 事業者 (38.7%)
 - ②あまり影響はなかった : 17 事業者 (54.8%)
 - ③全く影響はなかった : 2 事業者 (6.5%)という回答があった。

